

## 特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が平成24年4月1日より施行される。本改正により、法人も未成年者の後見人の地位につくことが可能となることに伴い、特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年二月十八日厚生省・通商産業省令第一号。以下、「省令」という。）において以下のとおり改正を行うこととしたい。

### 2. 現行制度の概要

- 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）では、製造業者等（同法第4条）は特定家庭用機器廃棄物（同法第2条第5項）の再商品化等（同法第2条第3項）をしようとするとき（他の者に委託して再商品化等をしようとするときも含む）は、その許可（廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可又は同法第14条第1項若しくは第6項の規定に基づく産業廃棄物処理業の許可）を受けずに当該行為を業として実施することができる（特定家庭用機器再商品化法第49条第2項）。
- 上記の行為を製造業者等が自ら実施する場合には、政令で定める基準に従わなければならないこととしている（同法第23条第1項）。
- その基準の一つに、未成年者が受託者となる場合の当該未成年者の法定代理人に係る欠格事由を規定している（省令第9条第1号へ）。

### 3. 改正概要

（第9条第1号へ）

- 民法等改正法の施行に伴い、未成年後見制度が見直され、未成年後見人に法人を選任することが可能となり、未成年後見人である法人の意思決定にその役員が影響を及ぼすこととなる。現行の同令は、法定代理人に法人

を想定したものではないことから、「法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。」と改正することとする。

- 具体的には、第9条第1号へ中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)」を加えることとする。

(第9条第1号ロ)

- また、「法令における漢字使用等について」に基づき、第9条第1号ロ中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改めることとする。
- なお、民法等改正法附則第33条において、廃棄物処理法における一般廃棄物処理業の許可に係る欠格事由(廃棄物処理法第7条第5項第4号チ)について、同趣旨の改正がなされたところ。

#### 4. 施行期日等

公布日 平成24年3月下旬

施行日 平成24年4月1日